

タイトル	東京地判平成28年2月16日（首相官邸無人機落下事件判決）
著者	神元，隆賢；KANMOTO, Takayoshi
引用	北海学園大学法学会，52(3)：363-381
発行日	2016-12-30

遠隔操作により点火可能な状態に改造した緊急保安炎筒、及び福島県から採取した放射性物質を含有する土砂を入れ放射能標識等のシールを貼付したボトルを搭載した小型無人飛行機を首相官邸屋上に落下させた場合について、火薬類取締法違反罪、威力業務妨害罪の成立を認めた事例（首相官邸無人機落下事件判決）

東京地裁平成二八年二月一六日判決（確定）

（平二七（刑わ）一一〇九号・平二七（特わ）一三四一号・威力業務妨害、火薬類取締法違反被告事件）

（判例集未登載）

神 元 隆 賢

## 【事実の概要】

被告人は、経済産業大臣の許可を受けず、かつ、法定の除外事由がないのに、平成二十七年三月下旬頃から同年四月七日頃までの間、被告人方において、火薬類である緊急保安炎筒につき、着火部分にニクロム線を取り付けるなどして遠隔操作により電気点火が可能な状態に改造した。前記緊急保安炎筒は、一本あたり約七六グラムの火薬が使用され、伝火薬から発炎剤に炎が移ると温度約一〇〇〇度くらいで五分から六分燃焼するというものであった（第一事実）。さらに被告人は、福島県から採取した放射性物質セシウム一三四とセシウム一三七を含有する土砂を茶色ボトルに入れ、放射能標識及び放射能があることを意味する「RADIOACTIVE」の文字が印刷されたシールを貼付し、前記茶色ボトルと前記緊急保安炎筒二本を「ドローン」と称する小型無人飛行機一台（以下「本件ドローン」<sup>(1)</sup>）に搭載するとともに、「原発再稼働反対 官邸サンタ」と書かれた紙片を本件ドローンに貼付した。本件ドローンには、四枚のプロペラ及び四個のプロペラガードが取り付けられており、本件ドローンの縦横は五センチメートル、全高は二〇センチメートルであった。

平成二十七年四月九日午前三時四〇分頃、被告人は、総理大臣官邸から約一七〇メートル離れた東京都内の駐車場において、緊急保安炎筒の発火装置を作動させずに本件ドローンを遠隔操作し、総理大臣官邸敷地の上空まで飛行させ、本件ドローンが総理大臣官邸敷地上空に位置していることを確認した上、総理大臣官邸敷地内に降下させる操作をして総理大臣官邸屋上に落下させた（第二事実）。

同月二二日午前一〇時二五分頃、内閣官房内閣総務官室総理大臣官邸事務所庁舎管理担当所長補佐Aは、官邸の屋上を視察した際に本件ドローンを発見した。Aは警備担当の職員に連絡し、予定していた視察を中止するとともに、上司である官邸事務所長に状況を説明して、警察官の事情聴取を受けるなどした。同官邸事務所庶務担当所長補佐Bは、同日、年間の業務計画を策定するなどの通常業務に加え、内閣人事局に対して官邸事務所の業務説明等を予定していたが、本件ドローンが発見されたことにより、これらの業務を中止し、報道機関からの問い合わせに対する対応、国会議員に対する説明を行うなどした。

なお、本件ドローンに搭載された茶色ボトル内の土砂からは、最大で毎時一・〇マイクロシーベルトの放射線が検出さ

れ、これは東京都内の放射線量（毎時〇・〇三〜〇・〇六マイクロシーベルト）の約二〇倍の強さに相当するが、直ちに人体に影響はないレベルであった。<sup>(2)</sup>

以上の事案につき、被告人は第二事実に關して威力業務妨害罪で起訴され、さらに第一事実について火薬類取締法違反罪（無許可製造）で追起訴された。これに対し被告人及び弁護人は、第一事実については、被告人が緊急保安炎筒に加えた加工は火薬類取締法に定める変形にあたらないこと、第二事実については、公務は業務妨害罪の客体に含まれないこと、威力を用いたといえないこと、業務を妨害するものといえないこと、被告人に威力業務妨害罪の故意が認められないこと、仮に業務妨害罪が成立するとしても、当該行為は憲法上保障された、平穩な態様による請願行為（憲法第一六条）ないし表現の自由（憲法第二一条第一項）で保護される行為として刑法第三五条の正当行為にあたることから、被告人は無罪である旨主張した。

### 【判旨】

有罪（懲役二年執行猶予四年、小型無人飛行機一台及び緊急保安炎筒二本没収）。

火薬類取締法違反罪（無許可製造）については、「変形が火薬類の製造の一類型と位置付けられている（三条）ことからすれば、変形とは火薬類の実質に変化を加えない加工をいい、かかる加工であれば加工の手段や程度を問わず、変形と認められると解される。」

本件の緊急保安炎筒はがん具煙火（火薬類取締法二条二項、火薬類取締法施行規則一条の五第六号）に分類されるものであって火薬類（法二条一項三号へ）にあたり、被告人が行った改造は、当該緊急保安炎筒にニクロム線を取り付けるなどして遠隔操作によって発火できるようにするというものであって、火薬類の実質に変化を加えない加工にあたり、変形と認められる。」とした。

公務が業務妨害罪の客体に含まれるかについては、「業務妨害罪の客体には、強制力を行使する権力的公務は含まれないと解される（最高裁決定昭和六二年三月一二日刑集四一卷二号一四〇頁参照）」と、本件において妨害の対象となった職務は、AやBら官邸職員が行う官邸事務所の庁舎管理や庶務などの事務であり、これらの職務が強制力を行使する権力的公務でないことは明らかであるから、Aらの業務は威力業務妨害罪の客体と認められる。」とした。

威力を用いたといえるかについては、「威力とは、人の自由意思を制圧するに足る勢力をいう（最高裁判決昭和二八年一月三〇日刑集七卷一号一二八頁参照）。決して小さいとはいえない本件ドローンを一定の速度で落下させれば、それだけで発見者に対して、衝突の危険などを感じさせる。また、本件ドローンに搭載されていた容器には、放射性物質を含有する旨の表示があり、発見者に対して、当該容器に生命や身体に危険を与えるような高線量の放射性物質が在中していると誤解させ、被曝などの危険性を感じさせる。そして、本件ドローンに搭載されていた緊急保安炎筒は、そもそも一定時間にわたって高温の炎を出すものであって一度発火すれば周囲に引火するおそれがある上、一見して市販されているような緊急保安炎筒とわかるものではなく、ニクロム線などが取り付けられていたことからすれば、発見者に対して、本件ドローンに搭載されていた緊急保安炎筒が爆発物であると誤解させ、爆発などの危険性を感じさせる。さらに、これらの特徴を備えた本件ドローンを厳しい警備が敷かれ、我が国の行政執務の拠点である官邸に夜間落下させれば、発見した官邸職員に対して、何者かが政務に混乱や危害を加えるためにドローンをを用いて被曝や発火爆発等を企図したとの印象を与え

得る。このような印象を受けた官邸職員が、本件ドローンによる被曝や発火爆発等を恐れて、通常業務を中断し異常事態への対応を必要とするおそれは非常に高く、本件ドローンを官邸に落下させるといふ行為は、Aら官邸職員の自由意思を制圧するに足る勢力にあたるといえ、威力性を充足すると認められる。

弁護人は、緊急保安炎筒の電気点火装置の電源を入れなかつたこと、ドローンを墜落させたわけではなく着陸させようとしていたこと、ドローンを着陸させた時間も深夜であり人のいない場所に着陸させたことなどから、威力性に該当しないと主張する。しかし、これらの事実をもってしても、先に述べた本件ドローンとその搭載物の特徴及び落下の態様からすれば、威力該当性は否定されない。」とした。

業務を妨害したといえるかについては、「業務妨害罪においては、現に業務妨害の結果の発生を必要とせず、業務を妨害するに足りる行為が行われれば足りると解される（最高裁判決昭和二八年一月三〇日刑集七卷一号一二八頁参照）。本件ドローンを官邸に落下させる行為は、……何者かが政務に混乱や危害を加えるためにドローンをを用いて被曝や発火爆発等を企図したとの印象を与え、本件ドローンを発見した官邸

職員が、本件ドローンによる被曝や発火爆発等を恐れて、通常業務を中断し異常事態への対応を必要とするおそれが非常に高いといえることからすれば、本件ドローンを官邸に落下させる行為がAら官邸職員による官邸事務所の庁舎管理等の業務を妨害するに足りる行為と認められることは明らかである。なお、これに加え、庁舎管理業務の一環として官邸及び公邸の視察を予定し、官邸の屋上を視察していたAは、本件ドローンの発見に伴い、予定していた視察を中止するなど通常業務を中断するとともに、上司である官邸事務所長に状況を説明して、警察官の事情聴取を受けるなど本件ドローンの落下に伴う異常事態への対応を迫られており、現に妨害の結果が生じている。また、庶務担当業務の一環として年間の業務計画を策定するなどの通常業務に加え、内閣人事局に対して官邸事務所業務の説明等を予定していたBも、本件ドローンの発見に伴い、これらの業務を中止し、報道機関からの問い合わせに対応、国会議員に対する説明を行うなど本件ドローンの落下に伴う異常事態への対応を迫られており、現に妨害の結果が発生している。

弁護人は、本件ドローンの発見に伴う処理や連絡は、まさにAらの業務なのであるから、業務を妨害する性質のもので

ないし、実際に官邸職員の意思を制圧したものでなくAらの自己判断に基づいて行われたものであると主張する。しかし、本件ドローンの発見に伴う処理や連絡がAらの業務であったとしても、官邸職員が本来行う予定であった職務を中止ないし変更させて、本件ドローンへの対応という危機対応業務にあたらせる危険があったことからすれば、Aらの業務を妨害するものにあたるといえる。また、Aらはまさに本件ドローンが落下したことによって、自身の職務内容を変更して危機対応業務にあたることになったのだから、本件行為により当該官邸職員の自由意思が制圧されたといえる。」とした。

故意については、「被告人は、あらかじめ放射線物質表示入りの容器を作成し緊急保安炎筒を改造してこれらを本件ドローンに搭載した上、本件ドローンを官邸に落下させているから、当該行為が、本件ドローンを発見したAら官邸職員の自由意思を制圧するとともに、それらの職務を妨害する危険を有していたことを十分理解していたといえるのであって、故意も認められる。……被告人には改造するなどした緊急保安炎筒を搭載して本件ドローンを降下させたという外形的事実についての認識はあり、緊急保安炎筒自体が威力性を有す

ること、爆発物と誤解しうる外見であったことは前記のとおりであつて、故意は認められる。これに加えて、紙片の存在に気付いてもらう行為は、自由意思を制圧する行為と両立しうる上、本件紙片の記載内容は、放射能標識等とあいまって、さらに自由意思を制圧する特徴を有しているのであるから、故意を認めるにあつて障害事由とならない。」とした。

正当行為による違法性阻却については、「請願行為は、方式や提出先など、具体的な手続が請願法によって定められており（請願法二条及び三条）、請願行為もこれらの手続に則つて行うことが憲法上予定されていると解されるところ、本件ドローンを官邸に落下させる行為は、これらの手続に沿つて請願するものでなく、むしろ官邸職員の自由意思を制圧するなどして請願者の意思を伝えるというものであつて、請願権によつて保護される正当行為とはいえず、その違法性は阻却されない。

また、憲法も表現の自由を絶対無制限に保障したものでなく、公共の福祉のため必要かつ合理的な制限を是認するものであつて、その手段が他人の権利等の他の法益を不当に害するようなのは許されないとすべきであるところ、本件行為は先述のように官邸職員の自由意思を制圧して対応等を

余儀なくさせる危険があるというものであつて、路上で演説を行つたりビラを配布するなど代替的な表現手段があることにかんがみても、本件行為が社会通念上許されない態様であることは明らかである。そうすると、本件ドローンを官邸に落下させる行為を処罰することは、表現の自由に対する必要かつ合理的な制限として憲法上是認されるものであつて、当該行為は正当行為にあたるといえず、その違法性は阻却されない。」とした。

### 【評釈】

一 本件で問題となるのは、以下の三点である。

第一は、公務員の執行する「公務」が、業務妨害罪の客体である「業務」に含まれるかという点である。公務の執行に対し、暴行・脅迫を手段としてこれを妨害した場合には、公務執行妨害罪（刑法第九五条第一項）が成立する。一方、暴行・脅迫には及ばない程度の威力・偽計を手段としてこれを妨害した場合には、「暴行又は脅迫を加えた」ことを構成要件とする公務執行妨害罪の成立を認めることはできないが、しかし威力業務妨害罪（刑法第二三四条）や偽計業務妨害罪（刑法第二三三条）であれば成立を認める余地はあるのか

議論されている。これが、公務は業務に含まれるかという問題である。

これにつき、判例は、公務員である小学校長の学校業務は業務に含まれないとしたもの<sup>(3)</sup>、公務員ではない郵便集配人の郵便集配業務は業務に含まれるとしたもの<sup>(4)</sup>、国鉄の運行業務は業務に含まれるが警察官の職務は含まれないとしたもの<sup>(5)</sup>などがあり、その立場に大きな変遷を見ることができ<sup>(6)</sup>。もつとも、近年の判例は、以下のように、問題となる公務が、強制力行使する権力的公務に該当しないのであれば、少なくとも威力業務妨害罪の業務には含まれると解しているようである。

最判昭和六二年三月一二日刑集四一卷二四〇頁（新潟県議会事件）は、新潟県議会における総務文教委員会の委員長や委員らが、同県の条例改正案の審議、採決のため、同県庁舎内の委員会室において着席し他の委員の到着をまって開会しようとしたところ、被告人ら約二〇〇名の労働組合員らが委員会室に侵入し、罵声を浴びせ、机を叩くなどしたうえ、委員長は退室要求も無視して同室内を占拠し、議案審議、採決を一時不能にした事案について、「本件において妨害の対象となつた職務は、新潟県議会総務文教委員会の条例案

採決等の事務であり、なら被告ららに対して強制力を行使する権力的公務ではないのであるから、右職務が威力業務妨害罪にいう『業務』に当たるとした原判断は、正当である」として、威力業務妨害罪の成立を認めた。

最判平成一二年二月一七日刑集五四卷二二三八頁は、被告人が、公職選挙法上の選挙長の立候補届出受理業務を妨害しようとして、立候補届出をすると称し、立候補届出人受付順位を決定するくじの実施や、立候補届出の必要書類の作成を、偽計や威力を用いて故意に遅延させた事案について、「本件において妨害の対象となつた職務は、公職選挙法上の選挙長の立候補届出受理事務であり、右事務は、強制力を行使する権力的公務ではない」として、業務妨害罪（第二三三条、第二三四条）の成立を認めた。

最判平成一四年九月三〇日刑集五六卷七号三九五頁は、新宿西口地下通路において、多数の路上生活者が段ボール小屋を置いて起居していたところ、東京都は通行人の利便性を高める目的で新宿駅西口地下通路に「動く歩道」を設置しようとして計画し、路上生活者を自主的に退去させた後で段ボールやゴミを撤去する作業を行おうとし、これに対し被告人らが、工事を実力で阻止しようとしてバリケードを構築して座り込

み、鶏卵、花火等を投げつけ消化器を噴射し怒号するなどした事案について、「本件において妨害の対象となった職務は……環境整備工事であって、強制力を行使する権力的公務ではないから、刑法二三四条にいう『業務』に当たると解するのが相当であり……このことは、……段ボール小屋の中に起居する路上生活者が警察官によって排除、連行された後、その意思に反してその段ボール小屋が撤去された場合であってとも異ならないというべきである。」として、威力業務妨害罪の成立を認めた。

そして本判決もまた、上掲最判昭和六二年三月一二日を引用して「業務妨害罪の客体には、強制力を行使する権力的公務は含まれないと解される」としたうえで、Aらの官邸事務所の庁舎管理や庶務などの事務は権力的公務でないとして、当該公務を「業務」に含めて威力業務妨害罪の客体として認めている。このように、「権力的公務」か否かを判断基準とする本判決の解釈は、近年の判例の立場に沿っているといえる。

ところで、公務が威力業務妨害罪の業務に加えて、偽計業務妨害罪の業務にも含まれるかは検討を要する。

東京高判平成二一年三月一二日高刑集六二卷一号二一頁は、被告人が、インターネット掲示板において一週間以内に

土浦駅において無差別殺人を実行する旨の虚構の犯罪予告をし、これを閲覧した者からの通報を介して警察官八名が駅構内及びその周辺等への出動・警戒等に従事した事案について、「最近の最高裁判例において、『強制力を行使する権力的公務』が本罪にいう業務に当たらないとされているのは、暴行・脅迫に至らない程度の威力や偽計による妨害行為は強制力によって排除し得るからなのである。本件のように、警察に対して犯罪予告の虚偽通報がなされた場合（インターネット掲示板を通じての間接的通報も直接的――〇番通報と同視できる）、警察においては、直ちにその虚偽であることを看破できない限りは、これに対応する徒労の出動・警戒を余儀なくさせられるのであり、その結果として、虚偽通報さえなければ遂行されたはずの本来の警察の公務（業務）が妨害される（遂行が困難ならしめられる）のである。妨害された本来の警察の公務の中に、仮に逮捕状による逮捕等の強制力を付与された権力的公務が含まれていたとしても、その強制力は、本件のような虚偽通報による妨害行為に対して行使し得る段階にはなく、このような妨害行為を排除する働きを有しないのである。したがって、本件において、妨害された警察の公務（業務）は、強制力を付与された権力的なものを含めて、

その全体が、本罪による保護の対象になると解するのが相当である」として、偽計業務妨害罪の成立を認めた。東京高判平成二一年三月二日は、「強制力を付与された権力的なものを含めて、その全体」が業務に含まれるとしているから、公務はすべて、偽計業務妨害罪の業務に含まれるとの立場に立っていると見ることができよう。

一方、学説上は激しい対立がある。

積極説は、刑法はとくに業務についても公務についても限定を加えていないことから、公務は業務に含まれ、公務に対する業務妨害罪の成立はすべて認められるとする<sup>7)</sup>。さらに、妨害の手段が暴行・脅迫に及ぶ場合には業務妨害罪と公務執行妨害罪の同時の成立を許容し、両罪は観念的競合になるとする<sup>8)</sup>。

消極説は、公務は業務に含まれないとする<sup>9)</sup>。これによれば、暴行ないし脅迫に及ばない威力、偽計による公務の妨害は不可罰となる。

身分振分け説は、非公務員である郵便集配人の郵便集配業務を業務に含めた従来の判例を参照し、公務員の公務は業務に含まれないが、非公務員の従事する公務は業務に含まれるとする<sup>10)</sup>。これによれば、威力、偽計による公務の妨害は原則

不可罰だが、被害者が公務に従事する非公務員であった場合には業務妨害罪が成立する。

現業説は、公務のうち、権力的公務は業務に含まれず公務執行妨害罪によつてのみ保護されるが、鉄道・バスにおける公務や旧郵便局の公務のような「非権力的公務」に現業的な公務については一般の民間業務との間に実質的な区別を認めることができないから、業務に含まれ業務妨害罪によつてのみ保護されるとする<sup>11)</sup>。これによれば、権力的公務を暴行・脅迫により妨害した場合は公務執行妨害罪が成立するが、権力的公務を威力・偽計により妨害した場合は不可罰となり、現業的公務を暴行・脅迫ないし威力・偽計により妨害した場合は業務妨害罪が成立する。

公務振分け説(公務区別説、民間類似説)は、公務のうち、権力的公務は業務に含まれず公務執行妨害罪によつてのみ保護されるが、国公立学校や鉄道・バスにおける公務のような、非権力的公務とくに私企業的人格を持つ公務は業務に含まれ業務妨害罪によつてのみ保護されるとする<sup>12)</sup>。本説の結論は、非権力的公務における私企業的人格が重視されるという相違はあるものの、現業説とほぼ同一になる。

限定積極説は、基本的には公務振分け説を支持するが、非

権力的公務に対する妨害の手段が暴行・脅迫に及ぶ場合には業務妨害罪と公務執行妨害罪の同時の成立を許容し、両罪は観念的競合になるとする。<sup>(13)</sup>これによれば、権力的公務を暴行・脅迫により妨害した場合は公務執行妨害罪が成立するが、権力的公務を威力・偽計により妨害した場合は不可罰となり、非権力的公務を暴行・脅迫により妨害した場合は公務執行妨害罪と業務妨害罪の観念的競合となり、非権力的公務を威力・偽計により妨害した場合は業務妨害罪が成立する。

修正積極説は、威力業務妨害罪については限定積極説を採用するが、強制力は偽計に対しては無効であるとして、偽計業務妨害罪については積極説を採用する。<sup>(14)</sup>

これらの学説に照らすと、本判決は、被告人が威力により妨害した総理大臣官邸事務所庁舎管理担当公務員A、同庶務担当公務員Bの公務について、これが権力的公務に該当しないから威力業務妨害罪が成立するというのであるから、公務振分け説、限定積極説あるいは修正積極説を採るものと思われる。

ところで、東京高判平成二一年三月一二日は、「暴行・脅迫に至らない程度の威力や偽計による妨害行為」については、強制力によって排除し得るから業務妨害罪も公務執行妨害罪

も成立しないが、排除しえない妨害については、権力的公務に対してであっても業務妨害罪が成立すると解しており、一見、修正積極説を採用しているようにも見える。しかし、この判決は同時に排除可能な「偽計」に対しては業務妨害罪が成立しないとしているから、必ずしも修正積極説を全面的に採用しているわけではない。修正積極説は、妨害の手段が偽計であるかどうかを基準に限定積極説と積極説を併用しているが、威力と偽計の限界は微妙である。例えば、鞆をこっそり隠して業務を妨害した場合には偽計であるが、公然と奪った後に自宅に隠匿した場合には威力と評価される。<sup>(15)</sup>東京高判平成二一年三月一二日が、「威力」ではなく「威力や偽計」に対する強制力による排除可能性を論じ、それに対して「偽計」の中に排除可能性のないものがあることを指摘したのは、威力に近い偽計というものもある以上、修正積極説のように「威力」と「偽計」を明確に分けて判断することは困難と解したのではない。そして本件被告人についても、後述するよう「威力」のみを用いたといつてよいかは若干の疑問がある。このように考えると、修正積極説を採ることは躊躇するが、権力的公務を威力・偽計により妨害した場合は不可罰となるとする限定積極説の結論も妥当とはいえないであろう。処罰

の間隙を生じさせないためには、もはや積極説を採るほかにいようにも思われる。

なお、本件については、業務妨害罪の可罰的違法性を欠いているのではないかと指摘がある。すなわち、業務妨害罪と公務執行妨害罪の法定刑は同じであるが、後者は公務員が「職務を執行するに当たり」という妨害についての時間的範囲の限定があり、さらに妨害の手段も暴行・脅迫に限定される。一方、前者では上記のような時間的範囲の限定がなく、手段も暴行・脅迫に及ばない程度の威力・偽計で足りるなど、成立要件が後者より緩やかである。この両罪の関係を合理的に解釈するためには、業務の価値ないし要保護性が公務のそれより高いと解さざるを得ない。さらに、個々の職務担当者に対する妨害だけで業務妨害罪の成立を認めるのでは、公務執行妨害罪の成立要件に関する限定は無意味となる。そこで、公務所の行う事務処理を総体としての「業務」と捉え、個々の職務担当者に対する妨害を通じ、公務所の総体としての業務が妨害されたかにより業務妨害罪の成否を判断すべきである。しかし、本件において、妨害行為による影響が官邸機能の総体にまで及んだようには見受けられず、従って業務妨害罪の可罰的違法性は充たされない、というのである。<sup>16)</sup>

もつとも、これについては疑問もある。業務妨害罪は、業務が必ずしも営利的活動に限られていないこと、名誉・秘密・信用のような人格的法益を内容としていないこと等から、通説はこれを個人の自由に対する罪と位置づけている。<sup>17)</sup>これに照らせば、業務妨害罪の客体が公務員であったからといって、個人としての公務員を超えた「総体」としての公務所にまで遡って本罪の成否を判断するのは妥当とは思われない。公務の円滑な執行を保護法益とする公務執行妨害罪であれば、「総体」に対する妨害の有無を判断するとの解釈は適合しうるが、個人の社会的活動の自由を保護法益とする業務妨害罪については、客体が公務員であろうとなかろうと、その客体個人の業務に対する妨害の有無を判断すべきであろう。

このように解すると、業務妨害罪の成立要件が公務執行妨害罪のそれより緩やかである理由をどのように説明するかとの問題が生じるが、これについては以下のように説明しうるのではないかと。すなわち、業務妨害罪は、時間的範囲の限定がない点、手段が威力・偽計で足りる点で、成立範囲は確かに公務執行妨害罪より拡大するが、業務が妨害される結果あるいはその危険を生じなければ成立しない。そして客体が警察官等の屈強な公務員である場合には、行為者が威力等を

もってその業務を妨害しようとしても、客体が屈強であるが故に、容易にその業務を妨害することはできず、従って業務妨害罪の成立範囲は一般人が客体である場合より狭くなる。一方、公務執行妨害罪は、行為者が威力等より強力な暴行・脅迫を手段として、屈強な公務員の職務遂行を妨害し得た場合にはじめて成立する。業務の価値や要保護性が公務より高いから、業務妨害罪の成立範囲が緩やかというのではない。公務執行妨害罪は、威力等を容易に排除しうる屈強な公務員の業務であっても妨害の結果を発生させうる構成要件該当行為として、暴行・脅迫を類型的に掲げたといふべきである。このように解するならば、公務執行妨害罪が成立する場合、公務員個人に対する業務妨害罪も成立するが、保護法益が異なるのであるから、両罪を観念的競合とすれば矛盾も生じない。すなわち、積極説が妥当であると考ええる。

二 第二は、本件ドローンを官邸に落下させた行為が、威力業務妨害罪における「威力」を用いたといえるかという点である。「威力を用い」とは、人の意思を制圧するに足りる勢力を示すことをいい、暴行・脅迫だけではなく、公然と行われる妨害行為が広くこれに含まれる。具体的には、判例は、

商家の表側ほとんどに強制的に板囲いをして営業不能にした行為<sup>(19)</sup>、電車運転手を殴打して電車の操縦を妨げた行為<sup>(20)</sup>、満員の食堂にシマヘビ二〇匹をまき散らした行為<sup>(21)</sup>、都立高校の卒業式で、国歌斉唱時に着席するよう大声で保護者に呼びかけた行為<sup>(22)</sup>、街宣車で会社周辺を周回して拡声器で会社やその代表者を誹謗中傷した行為<sup>(23)</sup>、反捕鯨団体の抗議船の船長が日本調査捕鯨船団監視船に酪酸入りのガラス瓶を放ち乗務員を負傷させた行為<sup>(24)</sup>等について、威力業務妨害罪の成立を認めている。

これに対し、偽計業務妨害罪における「偽計を用い」とは、人を欺き、または人の錯誤や無知を利用することをいい、詐欺罪における詐欺行為より緩やかな概念として位置づけられている。具体的には、判例は、店舗に多数の無言電話をかけて業務を妨害した行為<sup>(25)</sup>機械設備に細工を施して使用を妨害した行為<sup>(26)</sup>、海底に障害物を沈めて漁網を破損させた行為<sup>(27)</sup>、デパート売り場の寝具に縫い針を差し込んだ行為<sup>(28)</sup>等について、偽計業務妨害罪の成立を認めている。

そして本判決は、被告人が本件ドローンを一定の速度で落下させることにより、発見者に対して衝突の危険などを感じさせる点（「落下の態様」）、本件ドローンに搭載されていた茶

色ボトルに高線量の放射性物質が在中していると発見者に誤解させることにより、被曝などの危険性を感じさせる点、同じく緊急保安炎筒が爆発物であると発見者に誤解させることにより、爆発などの危険性を感じさせる点（搭載物の特徴）を挙げて、「Aら官邸職員の自由意思を制圧するに足る勢力にあたるといえ、威力性を充足すると認められる」とした。もつとも、これらすべてを「威力」と解釈してよいかは検討を要するであろう。

まず、「落下の態様」の威力性についてはどうか。少なくとも本件ドローンが飛行、落下する際に官邸職員が目撃していた、あるいは落下音を聞いていたならば、被告人が当該職員に対し「落下の態様」による「威力」を用いたと解しうる点に、疑問の余地はない。しかし、被告人が本件ドローンを総理大臣官邸屋上に落下させたのは、認定によれば平成二十七年四月九日午前三時四〇分頃、本件ドローンがAに発見されたのは同月二二日午前一〇時二五分頃で、本件ドローンは落下後一三日間にわたって誰にも発見されていない。Aが、落下してから一三日経過した本件ドローンを発見した際に、そこで自由意思を制圧されるような衝突の危険を感じることはないであろうから、この点は、被告人が本件ドローンを落下さ

せた際に、官邸職員の業務を妨害する危険を生じたにとどまるといふべきである。それでは、業務妨害罪は危険犯と侵害犯のいずれに該当するのであるか。

これにつき、判例は、妨害の結果を発生させるおそれのある行為がなされれば足り、現実の結果は不要であるとする。すなわち、大判昭和十一年五月七日刑集一五卷五七三頁は、偽計業務妨害罪について「偽計を用ひ…妨害の結果を発生せしむへき虞ある行為を為すに依り成立し現実には妨害の結果を発生せしめたることを必要とせず」とする。さらに最判昭和二十八年一月三〇日刑集七卷一号一二八頁も、威力業務妨害罪について「業務の『妨害』とは現に業務妨害の結果の発生を必要とせず、業務を妨害するに足る行為あるをもつて足るものであり、…『威力』とは犯人の威勢、人数及び四圍の状況よりみて、被害者の自由意思を制圧するに足る犯人側の勢力と解するを相当とするものであり、且つ右勢力は客観的にみて被害者の自由意思を制圧するに足るものであればよいのであって、現実には被害者が自由意思を制圧されたことを要するものではないと解すべきものである。」とする。おそらく上掲二判例は、業務妨害罪を危険犯、さらにいえば危険の擬制を超えた典型的危険性を必要とする準抽象的危険犯と解

しているものと思われる。

一方、学説上はどうか。妨害の結果を発生させる「おそれのある行為」があれば足りるとして判例を支持する立場（準抽象的危険犯説と言うべきか）<sup>(29)</sup>は、今日では支持されておらず、さらなる妨害の危険ないし結果の発生を要求すべきとする立場が支配的である。すなわち、具体的危険犯説は、本罪を侵害犯と解すると、業務の停滞などの認識がなければ故意を否定せざるを得ず妥当でないとしたうえで、行為者には、妨害の結果を発生させる「おそれのある状態を発生させ」<sup>(30)</sup>る必要があるものの、その具体的危険の認識・認容があれば故意が充足されるとする<sup>(31)</sup>。侵害犯説は、本罪は明文で「業務を妨害した」とされていること、自由を侵害する罪と解するならば、信用毀損罪の「毀損」と異なり結果発生の結果発生が容易であること等から、現実に業務妨害の結果発生が必要となると解すべきとする<sup>(32)</sup>。近年は侵害犯説が有力である。

本判決はこの点について必ずしも立場を明示していないが、Aらは「搭載物の特徴」も併せて、結果として業務を妨害されているとして、危険にとどまらない結果発生を認めている可能性はある。しかし、上述の通り、「落下の態様」それ自体は、官邸職員が現実には衝突の危険を感じて業務を不可能

とする結果を発生させたとは言いがたい。とはいえ、本判決が上掲二判例と同様、威力業務妨害罪を準抽象的危険犯と解していたならば、当然ながら本罪が成立するとの結論が導かれる。

次に、「搭載物の特徴」の威力性についてはどうか。最決平成四年一月二七日刑集四六卷八号六二三頁は、被告人が、町消防本部消防長の業務を妨害しようと企て、ひそかに、消防本部消防長室にある同人のロッカー内の作業服ポケットに犬のふんを、事務机中央引き出し内に赤く染めた猫の死がいをそれぞれ入れておき、翌朝執務のため消防長室に入った消防長をして、これらを順次発見させて恐怖感や嫌悪感を抱かせ、同日の朝行われる予定であった部下職員からの報告の受理、各種決裁事務の執務を不可能にさせた事案について、「被害者の行為を利用する形態でその意思を制圧するような勢力を用いたものといえるから、刑法二三三条にいう『威力ヲ用ヒ』た場合に当たると解するのが相当であり、被告人の本件行為につき威力業務妨害罪が成立する」とした第一審判決を是認した原判断は、「正当である。」とした。これに照らせば、人為的に設置された犬のふん及び猫の死がいには、人の意思を制圧する威力性が認められることになる。従って、

本件では、茶色ボトル、及び緊急保安炎筒二本が、犬のふん、猫の死がいなどと同様に、人の意思を制圧しうる物といえるかが問題となる。

そこで検討するに、緊急保安炎筒については、弁護人は被告人が電源を入れなかったため威力性はなかったと主張したものの、遠隔操作による電気点火自体は可能であった。従って、発見者にとっては、本件緊急保安炎筒がいつ発火爆発するのか不明であり、これに犬のふん、猫の死がいをはるかに上回る威力性を認めうることは疑いない。

それでは、茶色ボトル内の土砂についてはどうか。これから検出された放射線は、最大で毎時一・〇マイクロシーベルトと、直ちに人体に影響はないレベルである。放射線量が高ければ威力性を認めうることは疑いなく、その程度によっては公務執行妨害罪の構成要件該当行為である有形力行使としての暴行、さらには傷害罪さえも認めうるであろう。しかし、放射線量がラジウム温泉、ラドン温泉などの放射能温泉のそれと同程度に微量である場合には、威力性を認めるのは困難であるようにも思われる。本判決は「当該容器に生命や身体に危険を与えるような高線量の放射性物質が在中していると誤解させ、被曝などの危険性を感じさせる。」と判示している

のであるから、むしろ、放射能標識及び「RADIODACT IVE」の文字が印刷されたシールを貼付して、あたかも高線量の放射性物質が茶色ボトルに入れられているかのように装ってAらの業務を妨害したと解して、威力ではなく偽計業務妨害罪の成立を認める余地もあるように思われる。このように解するならば、「落下の態様」及び緊急保安炎筒の「特徴」は威力業務妨害、茶色ボトルの「特徴」は偽計業務妨害との結論を導きうる。威力と偽計が併せて妨害の手段として用いられた場合については、業務妨害罪（刑法第二三三、二三四条）として一罪を認めれば足りる。<sup>34</sup>

あるいは、放射能標識及びシールの表示自体に人の意思を制圧する威力性を認めることも不可能ではないかもしれない。しかし、仮に権力的公務に従事する公務員が本件茶色ボトルを発見したとして、公務員が行使する強制力により、当該放射能標識及びシールから生じる「威力」を排除することは困難であろう。犬のふん、猫の死がいの「威力」の本質は、これから生ずる嫌悪感というべきである。従って、通常人であればこの嫌悪感により意思を制圧されうるものの、権力的公務に従事する心身ともに屈強な公務員であれば、嫌悪感をねじ伏せることにより「威力」を容易に排除しうる。一方、

放射能標識及びシールの「威力」の本質は、被爆への恐怖感というべきである。高線量の放射性物質に接近することによる被爆リスクは、権力的公務に従事する心身ともに屈強な公務員であっても通常人と変わることはないから、この場合にはむしろ通常人と同様に意思を制圧されうるといふべきではないか。とすれば、東京高判平成二十一年三月二十二日に照らせば、公務員の公務が権力的公務か非権力的公務かに関わらず、妨害排除が困難であるとして威力業務妨害罪を認めうることとなる。この点から見ても、上述したように、業務は公務に含まれうるかという問題については、修正積極説より積極説を支持すべきであるように思われる。本件は、「威力」と「偽計」を明確に分けて判断することが困難であることを示す事例のひとつといえよう。

三 第三は、被告人の行為が、平穏な態様による請願行為(憲法第一六条)ないし表現の自由(憲法第二一条第一項)で保護される行為として刑法三五条の正当行為にあたるとして、違法性阻却を認めうるかという点である。

これについては、参考となりうる下級審判例がある。東京地判昭和三十六年二月二十二日判タ一三二一六頁は、全学

連に所属する被告人らが安保闘争の過程において、多数の学生とともに国会議事堂に乱入し、さらに総理大臣以下全権団が新安保条約の調印のため羽田空港からワシントンに向かうのを阻止しつつ警官隊に抵抗しようとして羽田空港の食堂を占拠しに立て籠もるなどした建造物侵入、公務執行妨害、威力業務妨害事件につき、弁護士は、憲法第十六条の請願は、請願法等に定める個別的な文書による方式に則って行われるものに限られるべきではなく、多数人の集団が何名かの代表者を関係機関の者に面接させ、その意思を伝え、かつ、全員が請願書を手渡させるとか、個々人が関係機関の者に直接口頭で各自の意思を伝えるとかいう方法でも行われうると解すべきで、それが集団的に行われる場合にある程度示威的效果を伴うのは当然であるなどと主張したところ、「同条約に関する種々の問題は、署名後批准前の国会で当然審議判断されるべき事柄として、いかにその内容に不満な者も、ただ合法的な政治活動(憲法第二十一条等参照)等によつて世論に訴え、国会の審議判断に影響を及ぼすような方法の限度にとどまるべきであつたといえる。いわば、このようにして、直接には国会の、間接には国民の民主的な規制によつて、内閣の専断を防止することが、憲法の精神であり、原則であると

解されるのである。……条約改定にのぞむ内閣の態度、国会の運営について種々批判されるべき点があり、以後の条約審議にあつても同様のことが繰り返される懸念があつたとしても、それは右のような民主的な方法によつて規制し、是正すべきものというほかなく、その他弁護士主張のような諸般の政治的、社会的状況を考慮しても、全権団の出發を空港等において集団の有形力により阻止することが憲法上正当なものとして許容されるとは、とうてい考えられない。」として、違法性阻却を認めなかつた。

これに照らせば、本件事案についても、原発再稼働反対運動は、請願法による請願、あるいは本判決がいうように「路上で演説を行つたりビラを配布するなど」の合法的な手段により行われるべきであるから、やはり違法性阻却は困難であつたといふべきであろう。

四 以上みたように、本判決は、その事案の特殊性から、主に業務妨害罪を巡る刑法解釈上の若干の問題を提起するが、結論自体は概ね、従来の最高裁判例を踏襲しているといつてよい。

一方、本件を契機として、ドローン等の無人航空機を用い

たテロや犯罪の危険性が指摘されるようになり、これに対応してドローン等の無人航空機の飛行を規制すべく、早くも本件から約八か月後の平成二十七年二月一〇日に改正航空法（平成二十七年九月一日法律第六七号）が施行された。同法第二条は、「航空機」を「人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器」と定義した。さらに無人航空機に関する第九章を設け、第一三二条は国土交通省令で定める空域への「無人航空機」の飛行を禁止、第一三二条の二は夜間飛行、祭礼等の催しが行われている場所の上空の飛行、爆発性や易燃性のある物件の輸送、物件の投下等を禁止する旨規定した。もっとも、国土交通省航空局「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン」は、「重量（機体本体の重量とバッテリーの重量の合計）二〇〇グラム未満のもの」は、無人航空機ではなく「模型航空機」に分類されるとして、航空法の適用外であるとした。

さらに、平成二十八年四月七日に「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」（平成二十八年三月十八日法律第九号、以下「小型

無人機飛行禁止法<sup>3</sup>が施行された。同法第二条第三項は、「この法律において『小型無人機』とは、飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であつて構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるものをいう。」として、同法を自動操縦を行うドローン、遠隔操作を行うラジコンヘリいずれにも適用しよう明文で規定した。そして同法第八条は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の「対象施設周辺地域」の上空における「小型無人機」の飛行を禁止した。加えて、上掲ガイドラインにおける二〇〇グラム未満の「模型航空機」であっても、小型無人機飛行禁止法における「小型無人機」には該当するため、同法の適用は排除されない。

以上のようにして、本件ドローンは、改正航空法上の「無人航空機」、小型無人機飛行禁止法上の「小型無人機」に該当するラジコンヘリとして、今日ではこれらの法律上の規制を受けるものとなった。本件は、空法分野の立法・法改正に、極めて大きな影響を与えたといえよう。

(1) 本来、「ドローン」は自律飛行（つまり自動操縦飛行）が可能で小型無人飛行機を指すが、本件被告人が使用した小型無人飛行機DJI Phantomは、操縦者の遠隔操作により飛行するローター四基搭載マルチコプター（クワッドコプター）、いわゆる「ラジコンヘリ」であつて、「ドローン」に該当しない。しかし、本判決では一貫して「本件ドローン」と呼称されていることから、本稿もこれに倣うものとする。

(2) 朝日新聞平成二七年四月二三日朝刊一頁。

(3) 大判大正四年五月二日刑録二一輯六六三頁。

(4) 大判大正八年四月二日刑録二五輯三七五頁。

(5) 最判昭和三年一月一八日刑集一四卷一三三〇一七三頁、最大判昭和四二年一月三〇日刑集二〇卷九号一〇七六頁。

(6) 団藤重光編『注釈刑法（五）』（改訂：一九六八年）四〇一頁（内藤謙）参照。

(7) 植松正『刑法概論Ⅱ各論』（再訂：一九七五年）三五一頁、大谷實『刑法講義各論』（新版第四版補訂版：二〇一五年）一四三頁。

(8) 大谷・前掲書一四七頁。

(9) 吉川経夫『刑法各論』（一九八二年）一一五頁。

(10) 団藤編・注釈刑法（五）四〇〇頁（内藤）。

(11) 団藤『刑法綱要各論』（第三版：一九九〇年）五三五頁。

(12) 井田良『刑法各論』（第二版：二〇一三年）八二頁、曾根威彦『刑法各論』（第五版：二〇一二年）七二頁、松原芳博『刑

- 法各論』（二〇一六年）一五三頁。
- (13) 内田文昭『刑法各論』（第三版・一九九六年）一八四頁、林幹人『刑法各論』（第二版・二〇〇七年）一二九頁、前田雅英『刑法各論講義』（第六版・二〇一五年）一三七頁。
- (14) 西田典之『刑法各論』（第六版・二〇一二年）一七八頁、山口厚『刑法各論』（第二版・二〇一〇年）一六一頁。
- (15) 最決昭和五九年三月三日刑集三八卷五号二〇三〇頁、前田・前掲書一四〇頁。
- (16) 安田拓人「公務に対する威力業務妨害罪の成否」法学教室四三三号（二〇一六年）一五九頁。
- (17) 井田・前掲書七八頁、内田・前掲書一八二頁、大谷・前掲書一四一頁、曾根・前掲書六九頁、平野龍一『刑法概説』（一九七七年）一八六頁。
- (18) 最判昭和二八年一月三〇日刑集七卷一号一二八頁。
- (19) 大判大正九年二月二六日刑録二六輯八二頁。
- (20) 大判大正一四年二月一八日刑集四卷五四頁。
- (21) 大判大正七年一〇月一〇日刑集一一卷一五一九頁。
- (22) 平成二〇年五月二九日判時二〇一〇号四七頁。
- (23) 東京高判平成二二年五月一日（判例集未登載）など。
- (24) 東京地判平成二二年七月七日（判例集未登載）。
- (25) 東京高判昭和四八年八月七日高刑集二六卷三号三三二頁。
- (26) 大阪高判昭和四九年二月一四日刑月六卷二号一一八頁（有線放送会社の放送線を切断）、福岡地判昭和六一年三月三日判夕五九五号九五頁（電力量計を操作し使用量より少ない電力量を指示）。
- (27) 大判大正三年二月三日刑録二〇輯三三二二頁。
- (28) 大阪地判昭和六三年七月二一日判時一二八六号一五三頁。
- (29) 宮本英脩『刑法大綱』（一九三五年）四二一頁、木村竜二『刑法各論』（一九三八年）七七頁。
- (30) 団藤・各論五三八頁。
- (31) 団藤・各論五三八頁、佐久間修『刑法各論』（第二版・二〇一二年）一五六頁。
- (32) 小野清一郎『刑法講義各論』（新訂三版・一九五〇年）二二四頁、大谷・前掲書一四六頁、西田・前掲書二三〇頁、山口・前掲書一六八頁、林・前掲書一二七頁、山中敬一『刑法各論』（第三版・二〇一五年）二四五頁。
- (33) なお、朝日新聞平成二三年七月一四日朝刊群馬全県・二地方三四頁「放射線・放射性物質、人体への影響は？ 県民健康科学大・杉野講師に聞く／群馬県」、週刊アエラ平成二三年七月二五号二六頁「放射能温泉」本当の効能 身体にいいのか、悪いのか」参照。
- (34) 団藤・各論五三八頁。